



令和 2 年 8 月 7 日

徳島労働局長

日根 直樹 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 上原 克之

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付け徳労発基 0630 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額793円）は平成30年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間796円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額793円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（86,342円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$793 \text{円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (注)} = 112,740 \text{円}$$

（注）平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率